



今月のニュース

県および市が決定する次の都市計画の変更案を作成するに当たり、住民の皆さんから意見をいただくため、構想(原案)の閲覧をお

よび公聴会を開催します。詳細は表の通りです。
公聴会についての注意

・公述希望者が多い場合は、公述

人を選定することがあります。
・公述人1人当たりの公述時間は、おおむね10分以内です。
・公述申し出がない場合は、公聴会は中止となります。

都市計画に関する公聴会開催のお知らせ

●問い合わせ 県都市計画課(☎048-830-5341) 市都市計画課(☎574-6654)

変更する都市計画	と き	と ころ	対 象	提出方法	提出先	提出期限	と き	と ころ	公聴会	問い合わせ先
●深谷都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 ●深谷都市計画区域区分 ※旧深谷市、旧岡部町、旧川本町の区域	7月12日(金)~29日(月)	県都市計画課、県熊谷県土整備事務所、市都市計画課、寄居町都市計画課 ※県都市計画課ホームページでもご覧になれます。	市または寄居町に住所を有する個人および法人	提出期限までに、閲覧場所にある公述申出書に必要事項を記入の上、郵送または直接提出先へ	県都市計画課、市都市計画課	7月29日(月)	8月9日(金) 午後3時~	深谷公民館 大会議室	県都市計画課 市都市計画課	
●寄居都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 ※旧花園町の区域	7月10日(水)~24日(水)	市都市計画課	市に住所を有する個人および法人	県電子申請届出サービスによる提出可	市都市計画課	7月24日(水)	8月23日(金) 午後3時~	寄居町役場 603・604会議室	市都市計画課	
●深谷都市計画卸売市場	7月10日(水)~24日(水)	市都市計画課	市に住所を有する個人および法人	—	市都市計画課	7月24日(水)	7月31日(水) 午後2時~	深谷公民館 中会議室	市都市計画課	

7月21日(日)参議院議員通常選挙

●問い合わせ 選挙管理委員会(☎574-6664)

投票できるかた

平成5年7月22日以前に生まれたかたで、平成25年4月3日以前に深谷市の住民基本台帳に登録され、引き続き3か月以上住所を有し、選挙人名簿に登録されているかた

投票日当日の投票

7月21日(日)午前7時~午後8時・指定された場所

投票所の変更

①17投票区=常盤小学校体育館内(常盤町58-2)
※深谷商業高等学校から変更になりました。
②22投票区=岡部西小学校体育館内(岡部40)
※つばさ保育園から変更になりました。

期日前・不在者投票

投票は、投票日に決められた投票所です。原則ですが、投票日当日に投票に行けないかたは、要件を満たせば、期日前投票または不在者投票ができます。

【期日前投票】
つき・うらな

①市役所本庁舎3階大会議室
7月5日(金)~20日(土)午前8時30分~午後8時
②岡部総合支所1階会議室・川本総合支所1階市民相談室・花園保健センター7月15日(水)~20日(土)午前8時30分~午後8時
③キララ上柴多目的ホール7月15日(水)~20日(土)午前9時~午後8時

【不在者投票】

とき・ところ 市役所本庁舎3階大会議室7月5日(金)~20日(土)午前8時30分~午後8時



http://mobile.city.fukaya.saitama.jp/

国民年金からのお知らせ

●問い合わせ 熊谷年金事務所(☎522-5012) 保険年金課(☎574-6641) 岡部市民生活課(☎585-2213) 川本市民生活課(☎583-2783) 花園市民生活課(☎584-1121)

国民年金の保険料免除制度

国民年金には、経済的な理由などで保険料を納めることが困難な場合に、本人の申請によって保険料が免除される『保険料免除制度』があります。

この制度は、本人とこの配偶者および世帯主の前年所得が一定の基準額以下の場合に承認され、保険料の全額が免除される『全額免除』のほか、世帯の所得に応じて保険料の一部を納付して残りが免除される『一部納付(一部免除)』があります(4分の1納付、2分の1納付、4分の3納付の3種類)。

また、退職(失業)を理由とした『特例免除制度』もあります。特例免除は、申請する年度または前年度に退職(失業)した場合に対象となり、失業されたかたの所得を除外して免除の審査を行います。特例免除を申請する場合は、雇用保険受給資格者証や雇用保険被保険者離職票など、公的機関の証明書が必要になります。

免除申請月および対象期間

申請月	対象期間
平成25年7月	平成24年7月~25年6月 (平成23年所得で審査)
平成25年7月~26年7月	平成25年7月~26年6月 (平成24年所得で審査)

このほかに、世帯主の所得が多いため保険料免除に該当しない場合、30歳未満のかたについては本人および配偶者のみの所得で審査して基準を満たせば、保険料納付が猶予される『若年者納付猶予制度』があります。

免除や猶予を受けず、保険料を納めないままにしておくと、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合がありますので、納めることが困難な場合は、申請手続きを行ってください。

市の情報をテレ玉で!



市では、テレ玉(3チャンネル)のデータ放送を活用し、防災行政無線で放送した内容や旬なイベント情報などを発信しています。ぜひ、ご覧ください。

データ放送を視聴するには

- 1 テレ玉を視聴する。
 - 2 リモコンの【d】ボタンを押す。
 - 3 テレ玉のデータ放送画面が開く。
 - 4 画面左下の一覧から『深谷市からのお知らせ』を選び、リモコンの【決定】ボタンを押す。
- 問い合わせ 秘書課(☎574-6631)